

令和 6 年度

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

事 業 報 告 書

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

東京福祉大学・大学院

東京福祉大学短期大学部

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

法人の概要

- | | | | |
|------------|-------------------------|--|--|
| 1. 法人の名称 | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 | | |
| 2. 事務所の所在地 | 東京都豊島区東池袋四丁目2番1号 | | |
| 3. 設置する学校 | 東京福祉大学 | 社会福祉学部
保育児童学部
教育学部
心理学部 | 社会福祉学科
保育児童学科
教育学科
心理学科 |
| | 東京福祉大学大学院 | 社会福祉学研究科
社会福祉学専攻
社会福祉学専攻
児童学専攻
教育学研究科
教育学専攻
心理学研究科
臨床心理学専攻
臨床心理学専攻 | 博士課程前期
博士課程後期
修士課程
修士課程
修士課程
博士課程前期
博士課程後期 |
| | 東京福祉大学短期大学部 | こども学科
保育・幼児教育専攻 | |
| | 東京福祉大学
(通信教育課程) | 社会福祉学部
保育児童学部
教育学部
心理学部 | 社会福祉学科
保育児童学科
教育学科
心理学科 |
| | 東京福祉大学大学院
(通信教育課程) | 社会福祉学研究科
社会福祉学専攻
児童学専攻
心理学研究科
臨床心理学専攻 | 博士課程前期
修士課程
修士課程
博士課程前期 |
| | 東京福祉大学短期大学部
(通信教育課程) | こども学科
幼児教育専攻
こども教育・保育専攻 | |

4. 建学の精神・使命

【建学の精神】

「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」

国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく。

【使命】

「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」

東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する。

5. 沿革

平成 12 年 4 月	東京福祉大学 開学
	東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科及び同通信教育課程 開設
平成 15 年 4 月	東京福祉大学大学院 開学
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程 (前期・後期)、同博士課程(前期) 通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程及び 同通信教育課程 開設
平成 16 年 4 月	東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 開設
〃	東京福祉大学 留学生日本語別科 開設
平成 17 年 4 月	東京福祉大学 保育児童学科及び同通信教育課程 開設
平成 18 年 4 月	東京福祉大学短期大学部 こども学科 開学
平成 19 年 4 月	東京福祉大学 教育学部教育学科及び同通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科臨床心理学博士課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設
〃	東京福祉大学短期大学部 こども学科通信教育課程 開設
平成 19 年 6 月	学校法人茶屋四郎次郎記念学園に法人名称を変更
平成 20 年 4 月	東京福祉大学 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 心理学研究科臨床心理学専攻博士課程 (前期・後期)、同博士課程(前期) 通信教育課程 開設
平成 21 年 4 月	東京福祉大学心理学部心理学科及び同通信教育課程 開設
平成 23 年 4 月	東京福祉大学大学院 教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設
平成 25 年 4 月	東京福祉大学大学院 教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更
平成 28 年 4 月	東京福祉大学短期大学部 こども学科保育幼児教育専攻(2年制)、 こども教育・保育専攻(3年制)及び同通信教育課程幼児教育専攻(2年制)、 こども教育・保育専攻(3年制) 開設
平成 30 年 4 月	東京福祉大学短期大学部こども教育・保育専攻(3年制) 募集停止
〃	社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部保育児童学科に改組

令和5年3月 東京福祉大学 社会福祉学部保育児童学科（通学課程） 廃止
 令和5年4月 東京福祉大学短期大学部 募集停止
 東京福祉大学短期大学部 通信教育課程 募集停止
 令和7年3月 東京福祉大学 社会福祉学部保育児童学科（通信教育課程） 廃止
 東京福祉大学短期大学部（通学課程） 廃止

6. 学生数等

（1）定員・学生数等

東京福祉大学

学部・学科名	入学定員	入学者数※1	収容定員	在籍学生数
社会福祉学部 社会福祉学科	440 名	736 名	1,670 名	1,723 名
保育児童学部 保育児童学科	150 名	115 名	660 名	338 名
教育学部 教育学科	220 名	179 名	1,180 名	679 名
心理学部 心理学科	260 名	288 名	950 名	961 名
計	1,070 名	1318 名	4,460 名	3,701 名

東京福祉大学大学院

研究科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻 博士課程前期	70 名	287 名	140 名	401 名
博士課程後期	3 名	35 名	9 名	54 名
児童学専攻 修士課程	10 名	14 名	20 名	17 名
教育学研究科				
教育学専攻 修士課程	30 名	66 名	60 名	92 名
心理学研究科				
臨床心理学専攻 博士課程前期	30 名	12 名	60 名	31 名
博士課程後期	3 名	1 名	9 名	3 名
計	146 名	415 名	298 名	598 名

東京福祉大学短期大学部

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
こども学科				
保育・幼児教育専攻	0 名	0 名	75 名	21 名
計	75 名	0 名	150 名	21 名

東京福祉大学 通信教育課程※2

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学部 社会福祉学科	520 名	120 名	2,705 名	494 名
社会福祉学部 保育児童学科	—	—	—	5 名
保育児童学部 保育児童学科	100 名	54 名	880 名	163 名
教育学部 教育学科	200 名	67 名	1,880 名	161 名
心理学部 心理学科	300 名	232 名	1,925 名	880 名
計	1,120 名	473 名	7,390 名	1,703 名

東京福祉大学大学院 通信教育課程

研究科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻 博士課程前期	60 名	6 名	120 名	12 名
児童学専攻 修士課程	10 名	8 名	20 名	13 名
心理学研究科				
臨床心理学専攻 博士課程前期	30 名	5 名	60 名	21 名
計	100 名	19 名	200 名	46 名

東京福祉大学短期大学部 通信教育課程※3

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
こども学科				
幼児教育専攻	0 名	—	—	59 名
こども教育・保育専攻	0 名	49 名	400 名	148 名
計	350 名	49 名	400 名	207 名

参考：令和 6 年度学校基本調査（令和 6 年 5 月 1 日現在）

※1 通学課程（学部）は、春期入学学生並びに、秋期入学学生及び編入学者を含んでいる。

※2 通信教育課程（学部）は、正科生の春期入学学生並びに、秋期入学学生及び編入学生を含んでいる。

※3 通信教育課程（短期大学部）は、正科生の春期入学学生並びに秋期入学学生及び転入学学生を含んでいる。

(2) 卒業生数・国家試験等合格者数・就職率

東京福祉大学

学部・学科名	卒業生数	国家試験合格者数			教員採用試験合格者数	公務員試験合格者数※	就職率※
		社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士			
社会福祉学部 社会福祉学科	320 名	32 名	7 名	5 名	0 名	5 名	93.3%
保育児童学部 保育児童学科	65 名	2 名	—	—	6 名	6 名	96.8%
教育学部 教育学科	181 名	—	—	—	33 名	0 名	95.6%
心理学部 心理学科	202 名	6 名	5 名	—	1 名	5 名	97.2%

東京福祉大学大学院

研究科名	修了者数	臨床心理士試験合格者数	公認心理師試験合格者数
社会福祉学研究科	62 名	—	—
心理学研究科	17 名	3 名	9 名
教育学研究科	17 名	—	—

東京福祉大学短期大学部

学部・学科名	卒業生数	就職率※
こども学科 保育・幼児教育専攻	17 名	100%

※ 令和 6 年度卒業生の就職率。

※ 就職率は小数点以下第 2 位を四捨五入。

※ 就職率は内定者/就職希望者の割合。

※ 内定者は正規、非正規、一時的な仕事に就いた者の合計。

※ 臨床心理士試験は修了後に受験のため、合格者数は前年度の修了者。

※ 教員採用試験合格者数、公務員試験合格者数は延べ人数

東京福祉大学 通信教育課程※

学部・学科名	卒業者数	国家試験合格者数		教員採用試験合格者数
		社会福祉士	精神保健福祉士	
社会福祉学部 社会福祉学科	125 名			0 名
社会福祉学部 保育児童学科	1 名			0 名
保育児童学部 保育児童学科	28 名	29 名	16 名	4 名
教育学部 教育学科	18 名			0 名
心理学部 心理学科	91 名			0 名

※ 試験センター発表による新卒者の合格者合計数

東京福祉大学大学院 通信教育課程

学部・学科名	修了者数	臨床心理士試験合格者数	公認心理師試験合格者数
社会福祉学研究所	4 名	—	—
心理学研究所	6 名	2 名	2 名

※ 臨床心理士試験は修了後に受験のため、合格者数は前年度の修了者。

東京福祉大学短期大学部 通信教育課程

学部・学科名	卒業者数	教員採用試験合格者数
こども学科		
幼児教育専攻	44 名	0 名
こども教育・保育専攻	81 名	0 名

(3) 精神保健福祉士短期養成通信課程

入学者数	修了者数	精神保健福祉士合格者数
16 名	17 名	12 名

(4) 留学生日本語別科在籍学生数 177 名（令和 6 年 5 月 1 日現在）

7. 教職員の状況（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教員数	(1) 学長・学長補佐・副学長	3 名
	(2) 社会福祉学部 社会福祉学科	45 名
	(3) 保育児童学部 保育児童学科	24 名
	(4) 教育学部 教育学科	39 名
	(5) 心理学部 心理学科	23 名
	(6) 短期大学部こども学科	19 名
	(7) 留学生日本語別科	6 名
	(8) 留学生教育センター	15 名

	計	174 名
※東京福祉大学大学院の教員は全員兼担。		
職員数	計	188 名

8. 役員及び評議員

理事 9 名、監事 2 名、評議員 26 名

9. 土地及び建物の状況

(1) 土地の状況

校地 71,379.91 m² (うちグラウンド 23,316.00 m²)

(2) 建物の状況

校舎 53,728.72 m²

教育体制の概要

1. 教育体制について

(1) 「3つのポリシー」の改定

令和6年度に各学部・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを行い、令和7年4月より新しいポリシーが施行された。各学部で検討を実施し、令和6年度は各学部、各研究科で3つのポリシーの内容を点検し、改定された。今後も、3つのポリシーについては検討を行い、社会の変化に対応し使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織の構成との整合性も考慮し、必要に応じて改定する。

また、教育学部教育学科と、保育児童学部保育児童学科では、学則変更を伴う「教育の目的」が改定されたため、文部科学省大学教育・入試課大学設置室に「東京福祉大学の学則の変更について（届出）」を提出した。

(2) 学部収容定員の変更について

定員超過率の平準化を目的として、保育児童学部の入学定員を50名減じ100名とし、一方、社会福祉学部の入学定員を50名増加し、490名とする学部間の定員変更を行った。令和7年4月より施行される。この変更に伴い、文部科学省大学教育・入試課大学設置室に、令和6年12月26日に「収容定員関係学則変更届出書」を提出した。

(3) キャリア支援室の発足

学生情報の共有化を進め、教員免許や国家資格の取得支援、就職相談など学生サービスを総合的かつ一体的に提供することを目的に、教職課程支援室、福祉専門職支援室及び就職支援室を統合し、令和6年4月1日、伊勢崎キャンパス及び池袋キャンパスに「キャリア支援室」を開設し、ワンストップサービスで提供できる体制とした。

本組織変更により、教職、実習（福祉・保育・心理）、就職の各セクションが、互いに情報を効率的に共有し合うことが可能となり、より綿密な学生指導を行うことができた。これは、学生側にとっても、各種実習、就職活動等においてメリットをもたらした。

(4) キャリア支援

【就職関係】

学生の将来の夢や志望を踏まえた就職支援を実現するため、オリエンテーション（就職への動機づけなど）、ガイダンス（スケジュール、業界研究、公務員、福祉職、インターンシップなど）、各種セミナー（エントリーシート及び履歴書の書き方、面接対策など）の開催、就職相談、個別面談、求人票や企業情報の管理を行った。

【福祉関係】

福祉・保育（ソーシャルワーク実習、精神保健福祉実習、介護実習、保育実習など）、心理（心理実習、心理実践実習など）系の各資格取得にかかる学生の実習支援及び配属、実習先施設との調整に関連する業務を行った。また、厚労省など関係政省令に基づき、教員、実習施設、実習指導者等の登録内容について、監督官庁に大学等確認変更届の提出を行った。

キャリア教育専門部会の国家試験対策班の事務局を担っており、対策講座及び模擬試験の設営、国家試験合格者の取りまとめ等を行った。

【教職関係】

教育実習に関連する業務では、さらに教育実習が円滑に進むよう、実習の計画時にガイダンスを開催し、事前・事後指導や介護等の体験など一連の流れを説明するとともに、実習開始前から実習終了後まで個々の学生に応じた個別相談を実施した。その他委託費支払い、教員による巡回指導にかかる手配等を行った。

教員採用試験対策では、教員採用試験受験者に対し、特任教授による願書提出時の指導をはじめ、面接や論文の指導、各都道府県の出題形式や傾向を個別に情報提供し、合格に向けた学習方法を指導した。また、定期・直前の模擬試験を実施し、その結果を指導に反映している。

(5) 合理的配慮支援

令和3（2021）年に公布された（改正）障害者差別解消法により、令和6（2024）年4月より合理的配慮の義務化されたのを機に、本学においても合理的配慮にかかる支援組織として、ユニバーサル支援委員会およびユニバーサル支援協議会を発足した。ユニバーサル支援協議会では、以下の事項を行った。

- ・合理的配慮申請の受理
- ・主担当者の選任
- ・主担当者が作成した個別支援計画内容に係る協議
- ・担当科目通知に係る書類の作成
- ・学生からの苦情等の対応
- ・学内外における関係部署（教職員を含む）等との連絡調整 等

なお、上述の「主担当者」になる者とは、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理福祉士、公認心理師および医師の資格を有している教員を示しており、ユニバーサル支援協議会の構成員でもある。

令和6（2024）年度、合理的配慮支援申請数（申請後の取り下げ等を含む）は、全キャンパスで27名（件）の申し出があり、キャンパス別では、次のとおりであった。

- ・池袋キャンパス 13名（件）
- ・王子キャンパス 8名（件）
- ・伊勢崎キャンパス 6名（件）
- ・名古屋キャンパス 0名（件）

支援申請の多くは、精神、もしくは発達に障がいのある学生で、身体に障がいのある学生からの支援申請は少数であった。このため、支援申請学生を担当する教員（＝主担当者）も、精神、もしくは発達の障がいを専門とする主担当者に多くの負担を強いる結果となった。このことは、次年度に向けて、精神、もしくは発達の障がいを専門とする教員の増員の検討など課題を残すこととなった。

また、支援を希望する学生側においても、前述したように、精神、もしくは発達に障がいを持つ学生からの申請が多いため、申請したものの主担当者との面談が途中で終わってしまう、もしくは最初の面談にまで行きつかず、休学してしまうケースも間々見られた。

ユニバーサル支援協議会として、発足1年目ではあるが、障がいの種別や障がいの状況など、当初、想定していた以上に、支援を求める学生の対応の困難さなど考えさせられる一年であった。次年度においては、今年度、できなかったことがらを整理・検討し、改善を図りながら、より一層の合理的配慮支援体制ができるよう取り組む必要がある。

（6）修学支援新制度利用者に対する学費減免代替について

修学支援新制度の対象大学の指定を取り消したことを受け、令和7年度入学者より、修学支援新制度の対象者は代替として本学より制度の減免額と同様の奨学金を支給することとした（給付は実施せず）。

（7）大学院学費の変更

昨今の経済状況等を鑑み、大学院 社会福祉学研究科 博士課程前期、社会福祉学研究科 児童学専攻（修士課程）、教育学研究科（修士課程）、心理学研究科 博士課程前期における授業料を変更した。

（8）全学学生支援委員会の専門部会の再編

全学学生支援委員会はこれまで4部会（『学生生活支援専門部会』、『合同スポーツデイ実行専門部会』、『赤城山宿泊研修実行専門部会』、『学生団体支援専門部会』）で活動を行ってきた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大防止等により、数年来赤城山宿泊研修や合同スポーツデイは中止されてきた。

赤城山宿泊研修については、施設老朽化の問題などから中止とした。合同スポーツデイについては、“スポーツ・レクリエーションデイ”として新たな学事として開催する。

以上の理由により、「赤城山宿泊研修実行専門部会」は廃止とし、「合同スポーツデイ実行専門部会」は、令和7年度より「学生団体支援専門部会」に吸収されての活動を行うこととした。これに伴い、関連規程が改訂された。

（9）赤城山宿泊研修の代替案

上述のとおり、赤城山宿泊研修は中止されたが、実施の目的の一つである「教職員と学生、学生相互の人間関係の構築」は、新入生が学生生活をスタートするにあたり大変重要かつ貴重な機会であり、退学者の減少にも寄与されていたと考える。

赤城山宿泊研修を代替するため、令和7年度は新入生クラスでの春期オリエンテーション時や、クラスづくりのための活動を実施する時間等で、アカデミックアドバイザーと学生、また学生相互の人間関係が築けるような“グループレクリエーション”を実施し、その中で親睦を図ることを決定し、アカデミックアドバイザーが、レクリエーション活動を取り組みやすくするためのマニュアルを作成し配布した。

（10）通信教育課程における教育の充実について

①オンラインによる科目終了試験の開始

令和 6 年度 7 月実施の科目終了試験より、現行の来場型試験から、本学の Web 履修システム（TUSW-C. E. Web）を活用したオンライン試験への切替えを実施した。

来場型試験は、毎月受験する学生、特に遠方在住学生にとって通学の負担が大きいが、オンライン試験の導入により、通学移動に取られる時間を学修に充てることが可能になるため、学修の質の向上、及び遠方在住の入学者確保が期待できると考えている。

また、他の通信制大学でも導入実績が多く、本学でも実施することにより、更なる入学者増加を図る。

②通信教育課程における特別奨学金の適用

これまで、東京福祉大学、及び東京福祉大学短期大学部通信教育課程の併修校に入学する学生に対し、受験者の学費負担軽減、並びに本学通信教育課程への出願増を図るため、入学金及び学費等の一部を免除する特別奨学金制度を適用してきた。

本学法人に係る第三者委員会プロジェクトチームによる提言内容も踏まえ、法人間で格差が生じていた奨学金の額を平準化するよう是正し、令和 8 年度入学者より、免除内容を統一して適用することを決定し、本学の負担軽減も図っていく。なお、是正後の免除内容は、入学金の半額（15,000 円）、及び授業料の半額（74,500 円）を免除し、特別奨学金として適用していく。

(11) 社会福祉学部保育児童学科（通学・通信）の廃止について

平成 28 年度第 5 回理事会での「保育児童学部の設置について」の決議に伴い、本学社会福祉学部保育児童学科の通信教育課程は、平成 30 年 4 月より募集を停止し、保育児童学部に移行している。

令和 7 年 3 月 10 日を以って、社会福祉学部保育児童学科の通信教育課程の在学生在が 0 名となったことから、本学科を廃止し、文部科学省に「社会福祉学部保育児童学科（通信教育課程）の廃止に係る学則変更届出書」、「寄附行為変更届出書」を提出した。

また、本学科では、社会福祉士および精神保健福祉士受験資格の取得が可能であり、文部科学省・厚生労働省令で定める指定科目の確認を受けているため、社会福祉に関する科目を定める省令第 8 条に基づき、確認の取消に伴い、厚生労働省および関東信越厚生局に「大学等確認取消申請書」を提出した。

(12) 短期大学部（通学）廃止について

令和 7 年 3 月 10 日をもって、短期大学部こども学科（通学課程）の在学生在が 0 名となり、文部科学省に「東京福祉大学短期大学部の専攻課程の廃止に係る学則変更届」および「寄附行為変更届出書」を提出した。

(13) 中国語対応学位プログラムの募集停止

中国語対応学位プログラムについては、開設初年度より 500 名ほどの入学者を見込んでいたものの、令和 5 年度は 17 名、令和 6 年度春期は 35 名の入学者に留まった。本プログラムについては、「学校法人運営調査」において、あり方を検討するよう意見が出されていた。

法人で検討を行い、中国語プログラムの全課程の募集停止を決定した。

その他事業の概要

1. 東京福祉大学フェスの実施について

コロナ禍により学園祭が中止となつて以降、学生実行委員が集まらず学園祭の準備・運営が行えない状況にあったが、充実したキャンパスライフの基盤を形成することを目的として、令和2年から東京福祉大学フェス実施している。

東京福祉大学フェスは、以前のような学生中心とした学園祭にするための準備期間であり、大学フェスをきっかけとして、学生が人間関係を構築し、自ら準備・運営をしたいと思うきっかけづくりも目的としている。

令和6年度は、対面企画を中心としたオンライン企画との併用で実施し、池袋・王子キャンパスは10月26日（土）、伊勢崎キャンパスは11月2日（土）で実施した。オンライン企画では昨年度も公開している企画も含めて18企画が公開され、対面企画では、池袋・王子キャンパスでは10団体、伊勢崎キャンパスでは23団体が参加した。学部企画やサークル企画では、教員と学生によるアカデミックな内容から老若男女問わず楽しめる内容のものが企画され、大学の雰囲気を感じるとともに学生同士や学生と教員が一体となる機会となった。

また、伊勢崎キャンパスでは、外部団体の出店や企画参加があった。チラシやポスターを作成して掲示し、回覧板に入れて地域住民の方々に大々的に周知した結果、学内関係者だけでなく、地域の方々の来場も多くあり、大変賑わった。東京福祉大学の魅力を知っていただくと共に学園祭の再開に向けた良い機会となった。

2. 国際交流の概要

(1) 留学生支援体制について

①日本語能力向上支援講座の開講

外国人留学生が、卒業後に日本国内の企業等への就職や大学院への進学を果たし活躍していけるよう支援を行うため、履修単位に関係しない希望者対象講座「日本語能力向上支援講座」を通年実施で週1回、池袋・王子・名古屋の各キャンパスで各30回開講した（伊勢崎キャンパスの学生はオンラインで出席）。3キャンパスにおいてN1レベル、N2レベル、N3相当レベルのクラスに分けて開講し、実出席者は205名であった。

②日本語論文の書き方初歩講座の実施

令和5年度に引き続き、令和6年度も大学院に在籍する外国人留学生の修学支援の一環として、対面での個別指導により日本語での論文作成能力向上を目指すべく、日本語論文の書き方初歩講座を実施した。受講者は4名であった。令和7年度も継続して実施し、多くの留学生が受講できるようにする。

③留学生に対するキャリア支援

日本人と同様に、進路登録のうえ個人面談の実施や個別支援、情報提供、進路未決定者へのアプローチ、ミニガイダンスを実施した。

このほか、厚生労働省の「東京都外国人雇用サービスセンター」の職員を講師として招き、日本で働くための在留資格、日本における就職活動の仕方、同センターの利用、ハローワークへの登録等についてガイダンスを実施した。

(2) アメリカ夏期短期研修について

新型コロナウイルス感染拡大以降、初となる全コース実施となった。

Aコース(ニューヨーク/フォーダム大学、ボストン/ハーバード大学)

7名(池袋4名、王子1名、名古屋2名)

- 7月10日～8月8日
Bコース(ニューヨーク/フォーダム大学)
6名(伊勢崎3名、池袋3名)
7月10日～7月25日
Cコース(ボストン/ハーバード大学)
13名(伊勢崎1名、池袋8名、王子3名、名古屋1名)
7月24日～8月8日

研修は講義や施設見学のほか休日のアクティビティと多彩なプログラムがあり、積極的に参加する学生の姿勢が見られた。今回の特徴として日本人と中国人留学生の割合がほぼ半々であり、留学生の中には英語が堪能な者も数名いたため、講義中に英語による質問や発言も見られ、英語から日本語への逐次通訳という通常の授業形態だけでなく、和訳を介さずに英語のみの授業展開も見受けられた。

1名事情により途中帰国、1名新型コロナウイルスへの感染(後に快復し他学生と共に帰国)があったが、その他は概ね体調を崩すこともなくプログラムを終了することができた。

(3) 交換留学協定に基づく留学生の受け入れについて

令和6年度は実施なし。

(4) 交換留学協定に基づく日本人学生の送り出しについて

令和6年度は実施なし。

(5) 海外の大学等との協定について

令和6年度は海外の大学等との新しい交流協定の締結は実施しなかった。

(6) その他

特記事項なし

3. 地域貢献の概要

(1) 伊勢崎市教育委員会との協定に基づく教育等支援について(伊勢崎キャンパス)

平成20年度に、本学は伊勢崎キャンパスのある群馬県伊勢崎市と協定を締結し、伊勢崎市の教育委員会との覚書を交わしている。これをきっかけに、教育学部を中心として伊勢崎市の小中学校への学生派遣に、学部として組織的に取り組むことになり「ボランティアチューター」として夏休みの補習を手伝う「勉強塾チューター」のほか、「通常(学習)チューター」、「保健室チューター」の派遣を行ってきた。これまでに1000人を超えるボランティアを派遣している。新型コロナウイルス感染症により、同事業への学生派遣ができない時期があったものの、現在は一部その形態を変え、伊勢崎市が取り組む「スマイルサポーター」への学生派遣として継続しているものである。令和6年度は、スマイルサポーターの就学時健診ボランティアとして15名、部活指導ボランティアとして2名の学生が実践活動を行っている。

(2) 公開講座について

①伊勢崎キャンパス地域公開講座

地元自治体である伊勢崎市(教育部生涯学習課、長寿社会部高齢政策課)との共催により、地域住民の方を対象として文化教養の向上、また本学の教育・研究成果を広く社会還元する

ことを目的として、「地域公開講座」を開学当初から実施している。令和 6 年度は 10/26、11/2、11/9、11/16、11/30、12/7（すべて土曜日）の 6 日間で全 6 講座を開催した。11/2 は伊勢崎市長寿社会部高齢政策課との共催講座、またその他の講座はすべて伊勢崎市教育部生涯学習課との共催で実施された。伊勢崎市寿社会部高齢政策課との共催講座においては伊勢崎佐波医師会にも共催を依頼し三団体連携での講座を実施した。参加者は延べ 71 名で、1 講座当たりの平均参加者は約 12 名であった。参加者の多くは伊勢崎市在住の方が多く、公開講座自体も伊勢崎市の広報誌から参加を決めた方が多かった。

また、令和 5 年度より伊勢崎市教育委員会との協議のうえ、地域の公民館を利用した講座を開催しており、令和 6 年度も出張型の地域公開講座を実施した。

②池袋・王子キャンパス地域公開講座

池袋キャンパス、王子キャンパスは、合同にて池袋キャンパスを会場として平成 28 年度より地域公開講座を 2 講座から開始した。令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から学内の関連部会等における協議を踏まえて同講座の実施を中止としてきたが、令和 5 年度より十分な感染防止策を図ったうえで従前の対面形式にて地域公開講座を再開した。令和 6 年度は、11/9、1/30 の 2 日間で全 4 講座を開催した。参加者は延べ 48 名であった。なお、令和 6 年度は当該講座に関して豊島区の後援を受け実施に至った。

③名古屋キャンパス地域公開講座

名古屋キャンパスでは、平成 29（2017）年度より、名古屋市教育委員会との共催により地域公開講座を実施している。コロナ禍においては、Zoom を活用したオンライン講座を実施することで継続した実施を続けている。令和 6 年度は、10/18、10/25、11/1、11/8（全日程とも金曜日）の 4 日間で全 4 講座を実施した。すべての講座が本学講義室での対面参加と Zoom ミーティングを用いたオンライン参加を併用したハイブリッド形式での開講であり、参加者は延べ 33 名であった。

④特別支援教育公開講座（伊勢崎キャンパス）

本講座は、群馬県教育委員会の後援のもと地域の専門職等を対象に開講されているものであり、平成 19 年から毎年実施している。令和 3 年度から令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点、実施体制等課題から講座を中止とした。令和 6 年度は、令和 7 年 3 月 15 日（土）に本学を会場として 4 講座（テーマ：一人ひとりの Well-being を支える教育や福祉を考える）を実施した。受講者からは、「座学だけでなく、体験的、実践的な学びがあり良かった」「次回も出席したい」との肯定的な意見が多数寄せられた。

参加者は延べ 36 名（教員 11 名、福祉施設職員 10 名、学生 12 名、その他 3 名）であった。

（3）留学生の地域行事参加について

①豊島区ふくし健康まつり（池袋キャンパス）

池袋キャンパスでは、平成 27 年度より、東京都豊島区及び豊島区社会福祉協議会が主催する「豊島区ふくし健康まつり」に大学として参加し、池袋キャンパスに所属する日本人在学生及び留学生による出店やイベントブースの運営を実施している。留学生は自国の料理を市民にふるまうなど、国籍を超えた学生間の交流はもちろん、地域住民との交流を図る良い機会となっている。平成 27 年度より継続して参加している取り組みではあるが、令和 2 年度より 2 年間、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、同事業が実施できない状況となった。事業再開後は、本学として学生の参加を主体とした同事業への参画のあり方につ

いて検討を行っていた。令和 6 年度より同事業への参加を再開し、令和 6 年 12 月 8 日（日）に実施された「令和 6 年度 豊島区ふくし健康まつり」では、各学部より合計 70 名余り（留学生 10 名を含む）の学生ボランティアが参加し、意欲的な活動により事業を盛り上げた。

②教職ボランティア（放課後児童クラブなど）活動（名古屋キャンパス）

名古屋市内にある社会福祉法人でのイベント補助として名古屋キャンパスの学生（留学生）が参加するものであり、コロナ禍ではあったが、令和 4 年度より取り組みをスタートさせた。令和 6 年度は調整が図られなかったものの、今後も継続した参加と活動を行っていく。

③本庄市内小学校における国際理解授業への参加（伊勢崎キャンパス）

令和 5（2023）年度より、伊勢崎キャンパスにおいて、近隣自治体である本庄市との協力と連携に基づき、市内小学校で実施される国際理解授業へ伊勢崎キャンパス所属の留学生を派遣し、対象者への自国の文化等を授業するという取り組みを実施した。令和 6 年度は、参加学生は 1 名と少数ではあるものの、小学生に対し多様性と他国の文化を直接感じてもらう機会の創出、授業を行う本学学生（留学生）の活躍の場づくり、また本学学生による地域貢献の機会づくりの一環となっている。

（4）高大連携講座（各キャンパス）について

令和 6 年度は、高大連携講座・ガイダンス出前授業への参加を 34 件実施した。また近隣高等学校における研究授業へ、本学各学部学生が大学生メンターとして参加する事業を令和 5 年度に引き続き令和 6 年度も実施し、各学部より 12 名の学生（大学生メンター）の参加があった。

（5）その他

①伊勢崎市近隣自治体からの勉強塾、学習支援ボランティア等への対応（伊勢崎キャンパス）

埼玉県が主催する「彩の国かがやき教師塾（マスターコース・ベーシックコース）」の教育学部の学生が参加している。令和 6 年度は、当該事業（ベーシックコース）に 1 名の参加者があった。

②自治体への審議会委員派遣（各キャンパス）

各キャンパスのある自治体からの要請を受け、審議会委員等へ教員を派遣し自治体活動への協力を行っている。審議会委員等への協力は、本学の各学部に所属する教員の専門性を自治体活動へ還元するとともに、協力を通じて生み出される新たな連携や協力の創出の機会であると捉え、都道府県、市町村を問わず人材派遣と協力を進めている。令和 6 年度、伊勢崎キャンパスでは伊勢崎市における 15 分野の委員に 13 名の教員を派遣している。

③学習支援教室（王子キャンパス）

王子キャンパスのある東京都北区において、北区社会福祉協議会が中心となって実施されている「子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業」の中で、生活困窮者自立支援事業の任意事業となる子どもたちへの学習支援を、10 名程度の王子キャンパス（心理学部）の学生が中心となって実施している。令和 2 年度、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から活動を見合わせた。令和 4 年度よりオンラインにて活動を再開し、令和 6 年度は令和 5 年度に引き続き、十分な感染防止策を図ったうえで従前の対面形式にて事業を実施している。

4. 各委員会の活動概要

(1) 令和6年度の開催状況

教育研究評議会 10 回、全学総務委員会 1 回、広報誌編集作業部会 2 回、倫理不正防止専門部会 5 回、ハラスメント防止・対策専門部会 8 回、学会誌等編集専門部会 6 回、地域連携推進専門部会 9 回、全学教務委員会 13 回、ファカルティ・ディベロップメント専門部会 4 回、研究奨励専門部会 7 回、福祉実習専門部会 5 回、教育実習専門部会 7 回、教養教育専門部会 5 回、キャリア教育専門部会 5 回、アカデミックアドバイザー支援専門部会 5 回、カリキュラム編成専門部会 12 回、大学院教務専門部会 4 回、全学学生支援委員会 7 回、学生生活支援専門部会 7 回、学生団体支援専門部会 5 回、赤城山宿泊研修実行専門部会 1 回、合同スポーツデイ実行専門部会 4 回、自己点検・評価委員会 9 回、全学入試管理委員会（学部）19 回、全学入試管理委員会（大学院）7 回、図書館運営委員会 3 回、日本語別科委員会 10 回、通信教育委員会 13 回、通信教育教務専門部会 2 回、国際交流センター運営委員会 4 回、短期留学・短期研修専門部会 3 回、留学生教育センター運営委員会 3 回、留学生カリキュラム編成専門部会 4 回、留学生修学・生活支援専門部会 2 回、留学生キャリア形成支援専門部会 1 回、留学生と日本人の交流促進専門部会 2 回、財務委員会 2 回、衛生委員会 12 回、保健管理センター運営委員会 3 回、危機管理対策作業部会 2 回、臨床心理相談室運営委員会 1 回、ユニバーサル支援委員会 1 回、ユニバーサル支援協議会 7 回

5. 学事の概要

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 入学式 | 令和6年4月5日 |
| (2) 創立記念日 | 令和6年6月26日 |
| (3) 東京福祉大学フェス（オンライン） | 令和6年10月26日・11月2日 |
| (4) 卒業式 | 令和7年3月10日 |

法人運営の概要

1. 法人のガバナンス強化に向けた取り組み

(1) 第三者委員会の設置・調査

前理事長による平成20年1月の不祥事を受け、同氏を法人の理事長・理事及び本学の学長・教授等として復帰することを認めない旨の方針を決定したにも関わらず、令和2年11月、同氏が法人理事長及び本学学長に復帰したことから、本学の管理運営が不適切であった原因の究明、事実の認定、責任の所在及び処分を行うため、日本弁護士連合会ガイドラインに基づく第三者委員会による調査を行うことを令和5年度第13回理事会で決定した。

令和6年度第3回理事会（令和6年5月31日）において、第三者委員会設置の承認決議がなされ、同日より第三者委員会が設置された。第三者委員会は、3名の弁護士及び2名の補助弁護士から構成されている。

約3ヶ月による調査期間を経て、令和6年9月13日に「調査報告書」が第三者委員会より報告された。

(2) 第三者委員会調査報告書を受けた再発防止策の策定

第三者委員会からの調査結果を受け、責任の所在を明確にすることや、再発防止策を講じるため、プロジェクトチームの設置が検討された。文部科学省と協議のうえ、11月下旬に再発防止策を提出させることを令和6年度第7回理事会で決議した。

プロジェクトチームは、令和6年10月15日に設置され、計10名（外部弁護士2名、外部理事1名、学内教職員4名、外部専門家（コンサルタント）3名）で構成された。

6回の全体会及び4回の分科会を行い、令和6年11月20日に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書を受けたプロジェクトチーム報告書」（以下、プロジェクトチーム報告書）が報告された。

本報告書は、法人運営上の問題点の分析、関係者の責任認定、第三者委員会調査報告書で提示された「12の提言」を基にした具体的な再発防止策で構成されている。

令和6年度第9回理事会（令和6年11月22日）にて本報告書を決定、文部科学省に提出した。なお、報告書の実行・進捗管理を担保するため、モニタリングプロジェクトチーム（以下、モニタリングPJT）の設置も併せて承認された。

(3) 再発防止策の進捗モニタリング

再発防止策を実効性のあるものにするため、モニタリングPJTが組織され、隔週1回程度の頻度で実行担当者からの報告を受け、進捗管理を行っている。

進捗については、理事会での定期報告のほか、令和7年3月に全教職員に対して報告を行った。

2. 理事会・評議員会の開催状況

(1) 第1回理事会	(令和6年4月5日)
(2) 第2回理事会	(令和6年4月18日)
(3) 第3回理事会・第1回評議員会	(令和6年5月31日)
(4) 第4回理事会	(令和6年6月28日)
(5) 第5回理事会・第2回評議員会	(令和6年7月26日)
(6) 第6回理事会・第3回評議員会	(令和6年9月27日)
(7) 第7回理事会・第4回評議員会	(令和6年9月27日)
(8) 第8回理事会	(令和6年10月31日)
(9) 第9回理事会・第5回評議員会	(令和6年11月22日)
(10) 第10回理事会・第6回評議員会	(令和6年12月20日)
(11) 第11回理事会・第7回評議員会	(令和7年1月24日)
(12) 第12回理事会	(令和7年2月7日)
(13) 第13回理事会・第8回評議員会	(令和7年3月21日)
(14) 第14回理事会・第9回評議員会	(令和7年3月21日)

3. 規則・規程の整備状況

(1) 寄附行為の変更

令和7年4月からの改正私立学校法の施行を前に、寄附行為の変更決議を行い、令和7年1月、文部科学省私学部参事官付に寄附行為の変更認可申請を提出し、同年2月27日付で認可された。施行日は令和7年4月1日となる。

本法人では、理事選任機関は評議員会とし、理事定数は9名、評議員の定数は10名から20名とした。

(2) 学則の変更

三つのポリシーの改定（教育学部と保育児童学部の教育の目的）に伴い、学則の第一条（目的及び使命）教育の目的が変更となった。令和 7 年 4 月 1 日施行として文部科学省に届け出した。

また、社会福祉学部社会福祉学科の定員を 50 名増やして保育児童学部保育児童学科を 50 名減らすという定員の付け替え手続きを取った。こちらも令和 7 年 4 月 1 日施行となるため、学則を変更した。なお手続きは、令和 6 年 12 月 26 日に文部科学省へ提出済みで終了している。

（３）ガバナンス向上に向けた諸規則の変更

①コンプライアンス強化に関する規程類の整備

「教員就業規則」、「職員就業規則」、「非常勤教職員就業規則」を改訂し、前理事長に本学の情報を漏洩し、就業中に無断で連絡をとることを禁止、違反した場合は懲戒の対象となる旨明記した。

役員及び教職員が、法律、法令、学内における諸規則及びルール等に基づいて職務を遂行することを基本とし、日常の職務の中で自らが公正・公平で正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき、社会において誠実で良識ある行動をとることを目的とし、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス規則」を制定した。

プロジェクトチーム報告書を踏まえ、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 創立者の関与防止細則」ならびに「関与防止マニュアル」定め、前理事長が教学及び運営に関与しないよう、具体例を挙げて必要な手続きを定めた。

②理事・監事・評議員・理事長の選任基準の明確化

理事、監事、評議員及び理事長の選任基準を明確化し、理事会及び評議員会から前理事長の影響力を排除するため、「理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」を制定した。

③監査機能、内部監査機能の強化

内部監査部門は従来、法人事務局傘下に置かれ、事務局長が内部監査部門の長を兼ねており、ガバナンス上好ましくない状態であった。これを改める趣旨で、内部監査部門は理事長直轄とした。加えて、内部監査室の機能強化を図り、監事のサポートを内部監査室ができるようにした。

認証評価の指摘に基づき、「監事監査規程」に「理事の業務執行」に関する規定を盛り込み、改廃権限を理事会から監事に移して監事の独立性を担保した。

また、プロジェクトチーム報告書に基づき、内部監査室や室長の定義、監査計画や理事長・理事会への報告プロセスを明確化した。

以上を変更するため、「事務組織規則」、「監事監査規程」、「内部監査規程」を改訂した。

④公益通報窓口の変更

従来、公益通報は法人事務局の法務室が所掌していたが、法人事務局への権限集中の状況を解消するため、理事長の所掌とし、窓口及び事務担当を内部監査室とした。この変更により、「事務組織規則」、「公益通報者の保護等に関する規程」を変更した。

⑤「役員及び評議員の報酬並びに退職金に関する規程」の改正

令和 2 年の私立学校法第 48 条の改正により、役員の報酬については基準を定めて公表することが規定されている。本法人の役員報酬規程に、外部理事が理事長に就任した場合の報酬について明確な定めはなかった事や顧問弁護士の意見を踏まえ、他法人の理事長報酬額や当学園の給与水準考慮の上、基準額定めた。

⑥学長選考方法の変更にもなう規定類の改正

学長の選任は理事長の権限が強かったため、教育研究評議会に、学長選考に関して一定の権限を持たせ、客観性を持たせるべきであるとの第三者委員会提言に基づき、学長選考手続きの在り方を検討した。

新たな選任方法は、教育研究評議会が学長候補者選考委員会を設け、教育研究評議会が学長適任者を2～5名選任し、学長候補者選考委員会が1名に絞り、教育研究評議会に答申し、理事会に推薦、理事会の審議を経て理事長が任命、その結果を教育研究評議会に報告流れとなる。

上記の変更に伴い、「学長等選考規程」「教育研究評議会規程」を改訂し、下位規程として「学長選考規則実施規程」、「学長選任基準規則」を定めた。

⑦「理事会運営規程」の改訂

プロジェクトチーム報告書の提言を受け、理事会における議論の活性化や重要審議事項の漏れ等を防止すること、開催頻度を現状の隔月から毎月開催とすること、理事会へは、経営計画など、理事会で決まったことがその後どうなったか、モニタリングができるように、また不祥事が発生した場合に速やかに報告できるよう変更した。

⑧教学関連規程の改訂

プロジェクトチーム報告書の提言を受け、理事長に権限が集中していた、教学に関する諸事項について、決定権限を法人理事長から学長へ見直しを行った。

授業科目の設定について、決定権限が理事長にあったが、これを学長に変更するため、「教育課程及び履修方法に関する規程」、「通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する細則」を学部・大学院のそれぞれを変更した。

また、教員の採用・昇任には学長の承認が必要とし、教員の異動については、決定権限を法人から学長変更し、承認権限を法人に追加した。これに伴い、「教員任用規程」、「教員就業規則」を変更した。懲戒についても、対象が教員の場合は委員に学長を含めるよう追加するため、「教職員懲罰規程」を変更した。

⑨「経理規程」、「契約事務規程」の改訂

特別指導料のキャッシュバック問題への改善策の一環として、経理責任者自身が支払の依頼をする場合は、必ず上位職者である理事長の決裁が必要となるよう変更した。

⑩「事務組織規程」の改訂

業務管理室の設置と、留学生支援室の業務内容に、外国人留学生の相談及び支援を追加した。

(4)「安全保障輸出管理規則」の新設

我が国の安全保障貿易管理において、日本学術振興会等は、資金配分先の安全保障貿易管理体制の構築を求めている。研究者には、外国為替及び外国貿易法に基づく規制を踏まえ、技術取扱いに関して安全保障貿易管理体制や対処方法を確認することが求められ、研究機関は適切な体制整備が求められることとなった。

本学は文系大学で、現時点では研究課題において輸出規制に該当する貨物・技術提供は予定されていないが、今後の可能性を考慮し、管理体制を整備し規則を制定した。規則は令和7年1月24日に施行された。

4. 監査について

(1) 内部監査

令和6年度は財務監査、業務監査及び科学研究費補助金（以下「科研費」）に関する内部監査を実施した。

財務監査は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に従い、令和6年5月に実施した。監査項目は、以下のとおり。

1. 実印や銀行印などの管理が徹底されているか
2. 現金、預金、インターネットバンキング、電子証明書の管理が徹底されているか
3. クレジットカードの利用内容

業務監査は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に従い、規程の遵守状況等につき5件の調査を実施した。

科研費に関する内部監査は、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」に従い、令和6年10月に実施した。監査項目は、財務課による自己点検の検証、総務課による検収業務及び科研費備品台帳の確認、検収業務担当者への聴き取り調査、サンプルを抽出した上で実際の研究費使用状況や納品状況等についての事実関係の確認を行った。

なお、監査業務の有効性を図るため、監事と定期的な情報共有を図るようにした。

(2) 監事監査

令和6年度は、「監事監査規程」及び監査年間計画に基づく監事監査として、業務状況の監査では、年間を通じて理事会及び評議員会への出席を行うとともに、令和6年9月13日付プロジェクトチーム報告書の提言に基づく再発防止策の実施状況や令和6年度内部監査結果を受けた是正状況について、また、財産状況の監査では、公認会計士と連携して会計監査を実施した。

5. 大学認証評価

第3期の令和6年度機関別認証評価を受審し、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められないとの判定を受けた。

指摘事項を踏まえ、学長および自己点検・評価委員会を中心に課題の整理・分析を行い、改善に向けた取り組みを開始した。

6. 役員賠償責任保険への加入について

令和2年4月施行の私立学校法の一部を改正する法律により、私立学校法人の役員の責任が法律上明文化され、理事・評議員及び監事の職務及び責任が明確化された。これに伴い、役員は職務遂行に起因する損害賠償責任を負うこととなった。

それにより、仮に役員個人が賠償請求を受けた場合、その個人の財産で賠償しなければならないことになり、本人のみならず、家族や相続人の財産まで被害が及ぶ可能性が出てきたため、本学も本年度も引続き、理事会の承認を経て役員賠償責任保険に加入している。

保険は1年ごとの更新となるため、令和6年度の継続加入についても理事会で審議・承認され、評議員会でも報告のうえ、加入を継続している。

7. 施設設備の状況について

①伊勢崎キャンパス

伊勢崎キャンパスの照明のLED化を段階的に進めており、令和7年3月に1号館の照明のLED化を終了した。今後も長期休暇のタイミングでLED化を実施する計画となっている。このほか、老朽化が著しく支障が生じていた電話交換機設備や、情報処学習室パソコンの入替を実施した。

②池袋・王子キャンパス

池袋キャンパスは賃借物件である9号館、8号館に関し、建物所有者と打ち合わせし、9号館のLED化、空調機器の交換、8号館の空調機器のオーバーホール、電話交換設備の入れ替え等が実施された

令和6年度第5回理事会（令和6年7月26日）にて、老朽化や耐震性に問題を抱えた校舎の整理と財務安定化を目的として、以下のキャンパスの廃止・解約の決定を行った。

- ・池袋キャンパス6号館・・・令和6年10月末解約・廃止。
- ・池袋キャンパス7号館別館・・・令和7年1月末解約・廃止。
- ・王子キャンパス別館2・・・令和7年1月末に解約・廃止。

8. 経営改善計画の策定について

本法人は、「集中経営指導法人」に該当しており、令和5年度から令和9年度まで、毎年度にわたり経営改善計画書を策定している。令和6年7月1日には、2年目となる経営改善計画書を文部科学省に提出した。

さらに、外部コンサルタントと連携し、より具体性および客観性を確保する形で、以下を主な柱とした、より精緻な経営改善計画（第2版）を取りまとめ、理事会決定のうえ令和6年9月30日に文部科学省へ提出した。

- ・中期的な学生の安定確保に向けた学生募集施策の強化
- ・印刷製本費等の見直しによるコスト削減
- ・人件費の削減
- ・ガバナンスの改善を通じた経常費補助金の交付復活の実現

また、本経営改善計画書の記載内容について調査するため、令和6年8月26日に、「学校法人運営調査委員による運営調査」がオンライン形式で行われた。令和6年12月6日に「経営改善計画の進捗状況に関する調査結果について」において、結果が通達されている。この骨子は、資金繰りのシミュレーションは外部スポンサーの見込み検討をはじめ、人件費削減に向けた混乱が生じない具体案の策定、募集停止に係る判断基準の策定、万一の事態に備えた多角的な検討要請等である。

決算の概要

令和6年度の決算の状況について前年度と対比して、その概要を報告いたします。

1. 資金収支計算書

(単位: 千円)

収入の部				
科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
学生生徒等納付金収入	5,501,992	4,919,113	5,581,099	661,986
手数料収入	85,247	91,034	120,800	29,766
寄付金収入	547	655	100	△ 555
補助金収入	218,394	190,111	177,931	△ 12,180
資産売却収入	2,294,840	2,338,990	0	△ 2,338,990
付随事業・収益事業収入	148,759	0	0	0
受取利息・配当金収入	15	15	525	510
雑収入	75,859	68,581	81,876	13,295
借入金等収入	0	0	100,000	100,000
前受金収入	2,205,132	2,606,467	2,621,089	14,622
その他の収入	148,970	304,419	99,534	△ 204,885
資金収入調整勘定	△ 2,750,548	△ 2,240,566	△ 2,690,824	△ 450,258
前年度繰越支払資金	1,405,572	929,571	1,291,737	362,166
収入の部合計	9,334,779	9,208,390	7,383,867	△ 1,824,523

支出の部				
科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
人件費支出	3,161,186	3,038,407	2,563,392	△ 475,015
教育研究経費支出	2,420,460	2,460,443	2,493,717	33,274
管理経費支出	819,161	1,047,557	852,391	△ 195,166
借入金等利息支出	61,889	47,123	47,010	△ 113
借入金等返済支出	1,888,777	1,100,124	100,000	△ 1,000,124
施設関係支出	1,881	3,630	0	△ 3,630
設備関係支出	51,193	33,252	50,738	17,486
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	572,272	655,033	497,413	△ 157,620
資金支出調整勘定	△ 571,611	△ 468,916	△ 441,720	27,196
翌年度繰越支払資金	929,571	1,291,737	1,220,926	△ 70,811
支出の部合計	9,334,779	9,208,390	7,383,867	△ 1,824,523

資金収支計算書は当該会計年度の学園諸活動に対応するすべての収支の内容を明らかにし、当該会計年度における支払資金の顛末を表すものです。

前年度繰越支払資金を除いた当年度収入は 6,092,130 千円で、昨年度比で 2,186,689 千円の減収となりました。学生数の増加により学生生徒等納付金収入が 661,986 千円増加した一方、資産売却収入が 2,338,990 千円減少しています。翌年度繰越支払資金を除く当年度支出は 6,162,941 千円、収支差額は 70,811 千円の支出超過となり、翌年度繰越支払資金(貸借対照表流動資産の現金預金の額と一致)は 1,220,926 千円となりました。

2.事業活動収支計算書

(単位:千円)

教育活動収支	収入	科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
		学生生徒等納付金	5,501,992	4,919,113	5,581,099	661,986
		手数料	85,247	91,034	120,800	29,766
		寄付金	547	655	100	△ 555
		経常費補助金	217,394	190,111	177,931	△ 12,180
		雑収入	75,859	83,210	109,360	26,150
		教育活動収入計	5,881,039	5,284,123	5,989,290	705,167
	支出	科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
		人件費	3,178,139	3,038,407	2,563,392	△ 475,015
		教育研究経費	2,700,464	2,667,115	2,685,790	18,675
		管理経費	837,617	1,063,641	864,006	△ 199,635
		徴収不能額	7,564	2,812	6,894	4,082
教育活動支出計		6,723,784	6,771,975	6,120,082	△ 651,893	
教育活動収支差額			△ 842,745	△ 1,487,852	△ 130,792	1,357,060
教育活動外収支	収入	科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
		受取利息・配当金	15	15	525	510
		その他の教育活動外収入	148,759	0	0	0
		教育活動外収入計	148,774	15	525	510
	支出	科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
		借入金等利息	61,889	47,123	47,010	△ 113
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
教育活動外支出計	61,889	47,123	47,010	△ 113		
教育活動外収支差額			86,885	△ 47,108	△ 46,485	623
経 常 収 支 差 額			△ 755,860	△ 1,534,960	△ 177,277	1,357,683
特別収支	収入	科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
		資産売却差額	105,289	990	0	△ 990
		その他の特別収入	1,000	0	0	0
		特別収入計	106,289	990	0	△ 990
	支出	科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
		資産処分差額	0	457,063	3,300	△ 453,763
		その他の特別支出	0	1		△ 1
		特別支出計	0	457,064	3,300	△ 453,764
特 別 収 支 差 額			106,289	△ 456,074	△ 3,300	452,774
基本金組入前当年度収支差額			△ 649,571	△ 1,991,034	△ 180,577	1,810,457
基 本 金 組 入 額 合 計			△ 156,057	△ 100,556	△ 53,115	47,441
当 年 度 収 支 差 額			△ 805,628	△ 2,091,590	△ 233,693	1,857,897
前 年 度 繰 越 収 支 差 額			△ 6,901,842	△ 7,220,285	△ 7,084,663	
基 本 金 取 崩 額			487,185	2,227,212	64,629	
翌 年 度 繰 越 収 支 差 額			△ 7,220,285	△ 7,084,663	△ 7,253,727	
(参考)						
事 業 活 動 収 入 計			6,136,102	5,285,129	5,989,815	704,686
事 業 活 動 支 出 計			6,785,672	7,276,162	6,170,393	△ 1,105,766

事業活動収支計算書は、教育活動収支、教育活動外収支、特別収支の三つの活動に対応する事業活動収入・支出の内容及び均衡を明らかにするものです。事業活動収入は学校法人の負債とされない収入であり、収益といえます。事業活動支出は学校法人が当該会計年度において消費する資産の取得価額と用役の対価であり、費用といえます。

三つの活動ごとに収入・支出を計上し、差額計算を行い、基本金組入前当年度収支差額を算出し、そこから基本金(学校法人が諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための金額)に組入れる額を控除し、当年度収支差額を算出します。

令和6年度の事業活動収入は三つの活動合計で5,989,815千円となり、前年比で704,686千円の増加となりました。収入の大部分を占める学生生徒等納付金は学生数の増加により前年比661,986千円の増加となりました。

令和6年度の事業活動支出は三つの活動合計で、6,170,393千円となり、前年比で1,105,769千円の減少となりました。人件費が475,015千円減少、教育研究費が18,675千円増加、管理経費が

199,635 千円減少、資産処分差額が 453,763 千円減少しています。

以上から令和 6 年度の経常収支差額は△177,277 千円、基本金組入前当年度収支差額は△180,577 千円、基本金組入後の当年度収支差額は△233,693 千円となり、前年度繰越収支差額から当年度支出超過、基本金取崩を受け、翌年度繰越収支差額は△7,253,727 千円となりました。

3. 貸借対照表

(単位:千円)

資産の部				
科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
固定資産	10,598,330	7,717,452	7,543,605	△ 173,847
有形固定資産	9,684,432	6,713,251	6,563,061	△ 150,190
特定資産	200,000	200,000	200,000	0
その他固定資産	713,898	804,201	780,544	△ 23,657
流動資産	1,092,963	1,447,941	1,421,822	△ 26,119
現金預金	929,571	1,291,737	1,220,926	△ 70,811
その他流動資産	163,392	156,204	200,896	44,692
資産の部合計	11,691,293	9,165,393	8,965,427	△ 199,966

負債の部				
科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
固定負債	3,334,906	2,222,074	2,194,011	△ 28,063
長期借入金	3,058,034	1,957,910	1,957,910	0
長期未払金	1,741	1,186	606	△ 580
退職給与引当金	275,131	262,978	235,495	△ 27,483
流動負債	2,707,356	3,285,321	3,293,996	8,675
短期未払金	444,010	375,987	331,889	△ 44,098
前受金	2,205,132	2,606,467	2,621,089	14,622
預り金・仮受金	58,214	302,867	341,018	38,151
負債の部合計	6,042,262	5,507,395	5,488,007	△ 19,388

純資産の部				
科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
基本金	12,869,316	10,742,661	10,731,147	△ 11,514
第1号基本金	12,315,316	10,209,661	10,187,147	△ 22,514
第4号基本金	554,000	533,000	544,000	11,000
繰越収支差額	△ 7,220,285	△ 7,084,663	△ 7,253,727	△ 169,064
翌年度繰越収支差額	△ 7,220,285	△ 7,084,663	△ 7,253,727	△ 169,064
純資産の部合計	5,649,031	3,657,998	3,477,420	△ 180,578
負債及び純資産の部合計	11,691,293	9,165,393	8,965,427	△ 199,966

貸借対照表は、年度末における学校法人の財政状況を表した計算書類です。

資産と負債、純資産(基本金、繰越収支差額)の状態を表示するものであり、資産の部合計＝負債の部合計＋純資産の部合計となっています。

資産総額は 8,965,427 千円で前年比 199,966 千円の減少となりました。固定資産が 173,847 千円減少、流動資産は 26,119 千円減少しています。

負債総額は 5,488,007 千円で前年比 19,388 千円の減少となりました。

純資産の部では、基本金が 10,731,147 千円で前年比 11,514 千円の減少となりました。資産除却に伴い第 1 号基本金の取崩を行っています。基本金と繰越収支差額の合計である純資産の額は 3,477,420 千円となっています。

4. 収益事業

平成 30 年度から寄附行為に「不動産賃貸業を行う」と定めて収益事業を開始しましたが、令和 4 年度に不動産賃貸業対象資産を売却したことにより終了しています。